

町田市住みよい街づくり条例が目指す街づくりの全体像

条例改定の経緯

- 本条例は、2004年に町田市都市計画マスタープランの実現策とし、地域や地区の特性を活かした市民主体の街づくりを目的に施行した。
- 本条例の内容として、建物や敷地に関するルールである地区計画の策定を目指す「地区街づくり」と、環境保全・市街地整備といった特定のテーマの研究や実践活動である「街づくり市民活動」の支援を行っている。現在、「地区街づくり」については10団体、「街づくり市民活動」については1団体の登録に留まっている状況である。
- 一方、現在の街づくりは、ルールづくりにとどまらず「空間を使った街を良くする活動」が数多く生まれており、条例が捉えるべき街づくり活動が多様化している。
- 以上のことから、条例の対象とする「街づくり」を、より広範な街づくりの活動へと見直しつつ、こうした街づくりの活動を積み上げて、地区単位で描かれる“まちのビジョン（将来像）”をマスタープランの一部とする制度設計を行い、市民と行政による協働の街づくりを推進して行くことが求められている。

新制度と現行制度との違い

- 条例が支援する街づくり活動の対象を「環境保全又は市街地整備にかかる特定のテーマ」のみならず、「地域資源を活かした地区の魅力を高める活動や取り組み」に拡大
- 「団体の認定」から「活動（プロジェクト）の認定」へシフトすることで、団体規約の作成を不要とするなど、活動に取り組みやすい仕組みへと転換
- 地区の将来像「まちビジョン」づくりについては、地区と市が協働で作る策定プロセスを重視し、合意形成に係る数値的な要件を撤廃
- 「まちビジョン」の目標・方針等は（仮称）町田市都市づくりのマスタープラン（コンテンツ編）に位置付る
- 現行の「早期周知のまちづくり」に大規模土地取引段階での売主、事業者（買手）、市の協議する場を追加

『街づくりプロジェクト』

定義

環境保全又は市街地整備を含んだ、地区の魅力を高める活動や取り組みのうち、条例で認定されたもの

支援の目的

地区を良くする多種多様な「街づくりプロジェクト」が市内の各所で活発に展開される

改正のねらい

これまでよりも広範な街づくり活動を支援する（団体認定から活動認定への転換）



『大規模土地取引における協議』

改正のねらい

一定規模以上の土地取引段階において、売主や事業者（買手）、市の協議の場を早期に設け、市のまちづくりの方向性を踏まえた開発計画の構想へつなげる仕組みを創設する

概要

適用面積：5,000m²以上

届出時期：土地取引の6か月（180日）前

『まちビジョン』

定義

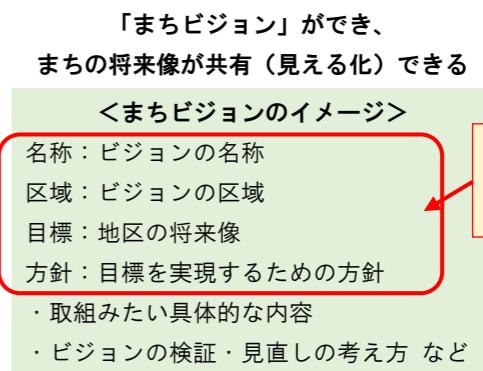
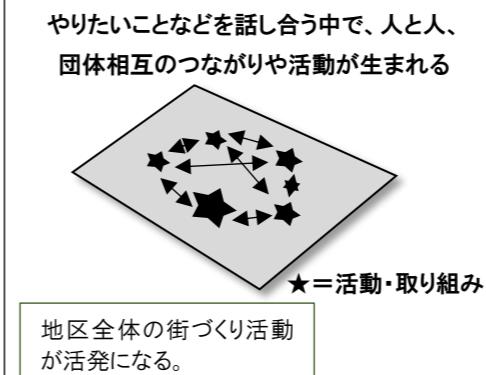
地区住民等が主体となって地区で“やりたいこと”及び“やり続けたいこと”を取りまとめて描かれた地区の将来像

支援の目的

「まちビジョン」をつくることで、自らの地区・まちを考えるきっかけとし、人と人、団体相互のつながりや街づくり活動を創出・発展・継続させる

改正のねらい

仲間づくりや、街づくり活動を発展・継続させていく上でのツールにする



町田市の支援内容

*情報発信 *人材・ノウハウ提供 *場・機会の提供

「まちビジョン」の実現

●地区住民等・事業者・市がそれぞれの役割に基づき、具体的な個々の取り組みを実施

例)

やりたいことへの取り組み

・これまで実施してきた活動の継続など、住民や団体が自主的に実践する取り組み

公共空間を活用する取り組み

・住民や団体が、公園や道路など、従来とは異なる公共空間の活用を実践する取り組み

「街づくりプロジェクト（一般型）」として支援

地区的ルールづくり等の取り組み

・地区計画、建築協定、景観協定など、関係権利者の合意形成を図りながら地区的ルールをつくる取り組み
・地区的ルールに基づき運用する取り組み

「街づくりプロジェクト（街並み形成型）」として支援